

求人者・求職者がより安心してサービスを利用できるよう、法令遵守や募集情報等の的確表示などの一定の基準を満たす募集情報等提供事業者を優良事業者として認定することにより、優良な事業者の利用促進や、募集情報等提供事業者の事業改善意欲の醸成による業界全体の質の向上・活性化を図る。

必須項目

認定事業者が必ず満たさなくてはならない基準

28項目（非特定募集情報等提供事業者は24項目）の基準すべてをクリアする必要

例

- ✓ 法令遵守に関する社内規程が定められている求人企業等から掲載の中止等の依頼があった場合には速やかに対応している。
- ✓ 正確かつ最新ではないことを自ら確認した場合には、速やかに内容の訂正等を行っている。
- ✓ 個人情報を業務目的の達成に必要な範囲で、目的を明らかにして収集等をしている。また、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示している。
- ✓ 労働者の募集に関する情報の的確な表示に関する事項について情報公開している。
- ✓ 審査業務を担当し、掲載の可否判断を行う担当者及び責任者を選任している。
- ✓ 求職者等からの苦情等の受付窓口を設置し、容易に認識できるようメディア上で受付方法を含め、告知している。

準項目

認定事業者として満たすことが望ましい基準

11項目のうち7項目以上の基準をクリアする必要

例

- ✓ 募集情報を提供する段階でも、労働条件として明示することとされている事項を可能な限り含めている。
- ✓ 業務上知り得た求人者等取引先に係る情報を適切に管理する仕組みがある。
- ✓ 利用者が検索をした場合に表示順を決定するために用いられる主要な事項について情報公開している。
- ✓ 経営方針・事業概要等を会社ホームページ、会社案内等で社内外へ発信している。

優良募集情報等提供事業者 (五十音順)

- 株式会社アイDEM
- 株式会社アスコム
- 株式会社アルバイトタイムス
- 株式会社イフ
- 株式会社インターワークス
- 株式会社エス・エム・エス
- エン・ジャパン株式会社
- 株式会社求人おきなわ
- 株式会社ダイヤモンド・ヒューマンリソース
- 株式会社ディスコ
- ディップ株式会社
- パーソルキャリア株式会社
- 株式会社マイナビ
- 株式会社メドレー
- 株式会社リクルート

優良募集情報等提供事業者 15社※

【認定マークの付与】



※令和5年3月31日公表
 (令和4年度の申請対象)
 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち、第1号に該当するもの。
 令和5年度からは第1号から第4号までのすべてを対象とする予定。

【ハローワーク等における周知】
 認定制度の概要と認定事業者15社をハローワーク等でチラシを配布する等により周知。

【人材サービス総合サイトで公表】
 人材サービス総合サイト上の「事業者情報」欄に認定マークが表示され、同サイトで認定事業者を検索することも可能。

職業安定法第4条第6項第1号～第4号(事業類型)に関するフローチャート

提供する情報：求人情報

→ はい ⇨ いいえ 要届出

提供する情報は求人企業等からの依頼を受けて提供をしているか

はい

依頼を受けて提供

労働者になろうとする者に関する情報を収集して
情報提供に使用しているか

はい

1号事業者
(特定募集情報等
提供事業者)

いいえ

1号事業者

いいえ

依頼を受けず収集した情報を提供(クローリングなど)

労働者になろうとする者に関する情報を収集して
情報提供に使用しているか

はい

2号事業者
(特定募集情報等
提供事業者)

いいえ

2号事業者

提供する情報：求職者情報

提供する情報は求職者等からの依頼を受けて提供をしているか*

はい

依頼を受けて提供*

3号事業者
(特定募集情報等提供事業者)

いいえ

依頼を受けず収集した情報を提供
(クローリングなど)

4号事業者
(特定募集情報等提供事業者)

* 「求人情報」を提供する事業者が、求職者等が自ら選択した求人企業等に応募できる機能を提供するだけでは「求職者情報」を依頼を受けて提供すること(3号事業者)には該当しない。